

第9回 門真市子ども・子育て会議 会議録

- ・日 時：平成26年11月14日（金）14：00～16：15
- ・場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室
- ・出席者：合田 誠、須河内 貢、中塚 泰彦、川西 利則、吉兼 和彦、山根 保、乾 明雄、北川 絵美子、今村 孝子、東口 房正、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、内藤 弘子、林 美恵子、清水 光子、栗原 弓子
- ・事務局：教育委員会事務局こども未来部…河合部長、大矢次長
こども政策課…山課長、森参事、湯川課長補佐、山中上席主査、難波係員、山本係員
子育て支援課…三宅課長
保育幼稚園課…森田課長、花城課長補佐
教育委員会事務局学校教育部…満永総括参事
- ・傍 聴：2名
- ・議 題：1.（仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
2. 利用者負担について
3. その他

<開会>

（事務局挨拶及び資料確認）

（委員長挨拶）

委員長： 本日、欠席されております保護者代表の嶋岡委員から、意見書をいただいております。本日の議題とは直接関係しないのですが、この会議の内容に関するご意見でございますので、この場で読み上げさせていただきたいと思います。その後、ご質問に対する回答を事務局からいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。合わせ邨橋委員からも意見書をいただいております。本日、皆様のお手元にお配りしていただいている資料ですが、こちらは議題の中で邨橋委員からご発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、嶋岡委員からお預かりしました意見書を読み上げます。また、事前にお聞きしておりますご意見についてもご紹介させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに4つの質問があります。1つ目は、「乳幼児をもつ親に対して、子ども・子育て支援新制度についての説明会を開催していただきたいと思います。まとまった説明が一般市民に行われないうまま、広報で記載された情報だけでは、一般市民には理解はできません。」というものです。2つ目は、「子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもに質の高い教育・保育を与えられることを目標にしていますが、利用料金等の費用面について具体的な金額をお知らせいただきたいです。保育所との違いなども心配です。」というものです。3つ目は、「これまで自分が子どもを育てるについて、こういう保育を受けたい、この園に入園させたいと、自由に幼稚園や保育所を選べたけれども、新制度にな

ってこれまでの幼稚園や保育所のように、希望と違う園を勧められ入園せざるを得ないというようなことがないようにしていただきたいと思います。また、入園の申し込みはいつ頃になるのでしょうか。」というものです。4つ目は、「新制度に移行することで、これまで幼稚園で受けていた保育の質が低下しないか心配ですがどうなのでしょう。」以上、ご回答をよろしくお願いします。最後にご意見として、「前回、ファミリー・サポート・センター事業等の検討をしていましたが、会員数を増やすためには、事業の内容をもっと広く周知する必要があると考えます。例えば、周知の方法として、実際利用している人の評判や感想、口コミ等を保護者に知ってもらえるように、広報やホームページ等を活用するのも1つの方法だと思います。」というご意見をいただいております。以上、5つになります。4つの質問に対して、事務局からご回答をよろしくお願いします。

事務局： それでは質問に対する回答を申し上げます。まず、ご質問の1つ目、新制度の説明会の実施についてでございます。新制度についての市民説明会につきましては、12月議会等で、保育料についてご審議いただいた後、来年1月を目途に実施する予定としております。ご質問の2つ目、保育料金についてでございます。具体的な金額につきましては、本日の会議資料4にお示ししておりますが、本日の会議でいただいたご意見を踏まえながら、関係条例の市議会での議決を得た後、市の規則において決定いたします。最終的な金額は、決定しだい市ホームページ等を通じまして、市民の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。ご質問の3つ目でございます。幼稚園及び保育所の選択についてでございます。幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分につきましては、これまで同様、保護者の選択により自由に幼稚園を選んでいただけるものであり、施設が選考を行うことに変わりはありません。保育所及び認定こども園の保育所部分につきましても、保護者の選択により、自由に保育所等を選んでいただくことは、幼稚園と変わるところではございませんが、現状、保育所等が定員を超過している場合等に、保護者の状況により市が利用調整を行っております。また、入園の申し込み時期につきましては、これまでと大きく変化することはございません。ご質問の4つ目、新制度移行後の教育・保育の質の低下についてでございます。新制度は、教育・保育の質の向上を目的としておりますので、保育内容はより充実するものと考えております。ご質問に対する回答は以上でございます。

続きまして、ご意見に対する考えを述べさせていただきます。ファミリー・サポート・センターの周知方法についていただきましたご意見について回答させていただきます。ファミリー・サポート・センターでは、会員向けに年に2回、ファミサポだよりを発行しております。講習会や交流会等の様子を会員に向けて配布しております。実際に利用している方の評判や感想についても、今後、ファミサポだよりに掲載し、また、そのファミサポだよりを子育て応援ポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」に掲載する等、広く周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。嶋岡委員に対してのご回答は事務局から行っていたのでしょうか。

事務局： はい。

委員長： よろしく申し上げます。それでは、改めまして、本日の議題に入らせていただきます。

【議題1 （仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画（素案）について】

事務局： それでは、議題1についてご説明いたします。資料1をお願いします。資料1につきましては、前回お示しした計画素案を基本に、新たに「第4章 施策の展開」の具体内容などを追加したものでございます。目次をご覧ください。目次には、第1章から第6章までの構成と計画の全体について記載をしております。第1章から第3章までは、前回までにご説明しておりました内容を記載しており、第1章に「計画の概要」、第2章に「子ども・子育てを取り巻く現状と課題」、第3章に「計画の基本的な考え方」を記載しております。第4章に施策の展開といたしまして、具体的な取り組み内容を記載しております。また、第5章には、前回検討いただきました「量の見込みと確保方策」、さらに第6章には「計画の進行管理」について記載しております。各章の内容についてですが、1ページからが第1章となっております。具体的には、次の2ページ以降に記載しており、計画策定の背景や趣旨、計画策定体制等を記載しています。続きまして、9ページ以降が第2章となっております。第2章には、現状と課題として、人口動態等の現状や各事業の利用状況、ニーズ調査等の結果を記載しております。この部分につきましても、概ね前回までにお示しした内容でございますが、一部追加したものといたしましては、ニーズ調査の結果のうち、34ページの「子どもに関する悩み」などを追加しております。また、38ページ以降の妊娠について、母子手帳の申請に來られた際に、別途妊婦の方にお聞きしたご意見等について追加をしております。続きまして、41ページ以降が第3章でございます。第3章には、計画の基本的な考え方として、基本理念や基本的な視点、重点施策、施策体系などについて記載しております。基本理念につきましては、次回検討いたしますので、「今後検討」としてしております。また、基本的な視点につきましては、「子どもの育ちの視点」、「家庭での子育ての視点」、「地域での支え合いの視点」の3つとしております。

続きまして、47ページからが第4章でございます。具体的内容を見ていただく前に、施策の全体構成を施策体系でご覧いただきたいと思いますので、資料2をお願いします。資料2には、計画の構成を図式化して示しております。左から右に行くほど内容が細分化されてまいります。左から2番めに先程の3つの視点、また、それに基づく基本目標を位置付け、その基本目標を達成するための施策を基本施策として位置付けております。さらにその施策に基づく取り組みを、主な取組施策として記載しております。この「主な取組施策」の各項目につきましては、これまでの次世代育成支援後期行動計画を基に設定しており、○印で示しておりますのは、次世代計画より引き継いだ内容でございます。また、黒いひし形で示しておりますのは、新たに追加した項目でございます。これらの項目は、子ども・子育て支援新制度やこの5年間の状況の変化などにより、新たに実施が必要となった取り組みでございます。この体系に基づきまして、計画素案を作成しております。もう一度、資料1の48ページをご覧ください。基本施策ごとに、現状と課題、施策の方向性を記載し、その後主な取り組みとして個別施策とその取り組み内容を記載しています。48ページから57ページの基本目標1は、子ども自身に関する取り組みとして、幼児期の教育・保育の提供、幼・保・小の連携、子どもの教育環境の

充実、放課後の子どもの居場所づくり、障がいのある子ども達への支援、子どもが安全・安心に過ごせるまちづくりについて記載しております。58 ページから 67 ページの基本目標 2 は、家庭での子育てを支援する取り組みとして、多様な子育て支援サービスの環境整備、母子保健・医療の充実、子育ての悩みや不安への対応、子育て家庭への経済的支援、ひとり親家庭への自立支援の推進、仕事と子育ての両立のための環境整備、産休・育休復帰を円滑利用するための環境整備について記載しております。68 ページから 71 ページの基本目標 3 は、地域で子育てを見守り、支える取り組みとして、子どもの安全を地域で見守るまちづくり、児童虐待への対応、地域で支える子育て支援について記載しております。本日は、今回新たに追加しましたこの第 4 章について、ご審議いただきたいと考えております。

続きまして、73 ページ以降の第 5 章には、前回ご確認いただきました、量の見込みと確保方策について、概ねそのままの内容を記載しております。その中で一部変更した箇所がございますので、本日お配りしております資料 3 に記載しております。資料 3 をご覧ください。前回の会議で、幼児期の教育・保育、幼稚園、保育所などの今後必要となる定員数に関して、一定の考えをお示ししておりましたが、前回の数字は、門真市内の園で、必要な定員を確保する内容としていたものでございます。ただ、実際のところ、特に幼稚園に関しましては、門真市の子どもが隣接する守口市や大東市、大阪市の施設を利用していることも多く、それらも選択肢の一つとなりますため、他市の施設での受け入れを行う数を調整し、今後の確保策に追加しております。具体的には、資料 3 の 1 ページに記載しておりますが、平成 27 年度で見ますと、幼稚園利用の 1 号認定が、北部で 50 人、南部で 49 人の 99 人、主に幼稚園が認定こども園に移行した場合に受け入れを行う 2 号認定が、北部、南部各 11 名の 22 名となっております。それにより、市内の確保数を若干調整しておりますが、今後大きく確保が必要となる 3 号の子どもを受け入れる他市の施設はございませんでしたので、市の確保方策には大きく変更はございません。なお、この他市の施設利用を調整した結果につきましては、資料 1 に戻りまして、計画本編の 73 ページ以降の第 5 章に反映させ記載しております。最後に、101 ページからの第 6 章に計画の進行管理として、計画策定後の進行状況の点検・評価などを記載しております。特に、第 5 章の数値目標につきましては、実際の進捗が計画と乖離する可能性もありますので、大きくかけ離れた場合には、中間年度の平成 29 年度を目途に計画の見直しを検討する旨についても記載しております。

資料の説明は、以上でございますが、この計画に関する審議につきましては、今回及び次回の 2 回の会議の中で進めていきたいと考えております。施策体系が計画の骨格となりますため、この部分についてはできるだけ本日の会議でご意見をいただきたいと思います。議題 1 についての説明は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明では、これまでの会議で意見等を加えて、第 4 章を具体化したいということでございました。計画につきましては、今回と次回の会議で検討するということですので、今回は資料の施策体系をまず概ね固めていきたいと思っております。資料をご覧ください、この体系や項目に対してご意見など、例えば、門真市での子ども・子育て支援として、もう少しこのような取り組みを加えた

方がよい、この表現を変更した方がよいなどといったご意見があれば、ご発言いただきたいと思います。まず、資料1の計画素案の具体的な内容に対するご意見やご質問でも結構でございますので、各委員皆様方に順番にお聞きしたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。それでは順番に中塚委員からよろしくお願いいたします。

中塚委員： この10月からですが、予防接種を受けるにあたっての流れが非常に煩雑になっております。一般の方ですとなかなか理解しづらい状況になってきております。古い母子手帳を持ったお母さんが、母子手帳を見て来られて内容がわからないということもあります。広報等でお知らせはしていますが、なかなか見てもらえないなどということもあります。予防接種に関しては、ひと月、ふた月遅れた場合だと打てなくなってきてしまいますので、できるだけ古い母子手帳の差し替え等促していただきたいです。そのようなきめ細かい対応をしていただかないと、今後予防接種が受けられないというお子さんがかなり出てきてしまう可能性があります。保護者の方も相談に来られるのですが、もう間に合わないような方や、一度に3本くらい同時接種しないと間に合わないというようなことも起こってきていますので、周知や差替え促進等お願いしたいです。

もう1つは最近、授乳期が終わって少し落ち着いてきた頃に、保護者が家庭の事情などで情緒不安定になられている方が来られることがあります。そのような方に対して、具体的に相談できる窓口などはあるのでしょうか。子育てに関して、子どもを育てることに関する窓口はありますが、子育てにおける全体的な窓口や旦那さんも含めた相談窓口はあるのかどうか教えていただきたいと思います。

委員長： ありがとうございます。予防接種はこの10月から煩雑になっているということで、予防接種の時期によっては受けられないことも出てきているということと、保護者が情緒不安定になった際などの相談窓口はあるのですかというご意見とご質問です。事務局として何かありますか。

事務局： 子育てに関する相談ということですが、現在、産まれてから4か月を迎えるまでの子どもを対象に、こんにちは赤ちゃん訪問事業という事業を行っております。その中で、訪問して相談や情報提供の機会を設けております。窓口といたしましては、もちろん市にお越しいただいても結構ですし、地域子育て支援拠点というものを市内に2か所設けております。その中で、子育てにおける相談等、様々なことについて相談をできるようにしておりますので、その場を活用していろいろな相談に対応させていただきたいと思っております。

委員長： 古い母子手帳の差替えという意見が出ましたが、そのあたりはどうなのでしょう。

事務局： 申し訳ございません。担当課が本日来ておりませんので、直ぐにお答えはできませんが、この意見については担当課に伝え、検討させていただきたいと思っております。

委員長： 母子手帳の差替えの件につきましては、よろしくお願いいたします。それでは、川西委員よろしくお願いいたします。

川西委員： 何回も申し上げますように、新制度によって子どもがいる家庭にどのような影響が出るのか今でも不安に思います。そのような方々に対して、市を通じて情報発信をするなど周知徹底していただきたいです。

それから保育料について、市議会で検討されるのか、或いは関係者だけ集まって決め

て、その中でまた我々が決めるという方法もあります。そのようなことも含めて、市民に分かりやすくするということが、来年4月からの施行は厳しいと思います。国の方もまだ予算化できておらず、幼稚園、保育所はもう募集はしないといけないうことです。ですから、具体的に門真市として、どの幼稚園、保育所が認定こども園になるのか、いつからどのようにスタートするのかということを明確に市民に周知していただきたいです。我々もそのような情報を持って、市民から相談を受けて、ここに相談に行ってくださいなど、適切に案内をしていけたらよいなと思っております。

委員長： ありがとうございます。まず、1点目の情報発信については、最初に嶋岡委員からの意見書の中にありましたように、事務局からホームページ等を通じて、可能な限り周知徹底していきたいという回答がありました。保育料については、本日、初めて利用者負担の検討ということで、このあと議題に控えておりますので、そこで説明があると思います。3点目の来年4月施行は間に合うのだろうか、国の予算もまだ示されていない中で、門真市としてはいかがなものかという問いかけだと思います。これについて事務局はいかがでしょう。

事務局： 新制度につきましては、移行自体を妨げるものではないと考えております。我々といったしましても、今進めているスケジュールに沿って、一旦進めさせていただくということになります。その中で、新制度自体が進まないのではないかとというご不安も持たれていると思います。冒頭で説明いたしましたように、保育料がある程度決まった段階で、1月を目途に説明会等を実施したいと考えております。その中で市民周知に努めてまいりたいと考えております。

委員長： 川西委員いかがでしょうか。

川西委員： 本日、保育所と幼稚園の代表の方がおられますが、既に募集されていますが利用料はいくらということは、明記できない状況です。1月になってから、こっちにいたり、あっちにいたりということのできるのですか。そうなるのであれば、もう1年延ばして、次の年から実施するという方法はとれないのですか。

邨橋委員： 幼稚園は、例年10月の募集です。10月の時点で保育料も分からない、手続方法も分からない状態では、説明ができないので、無責任な状態になります。門真市の私立幼稚園としては、27年度から実施はしていくけれども、移行については、28年度以降の制度や保育料が決まってから、移行しようという申し合わせをしています。私立幼稚園については、27年度は従前どおりの運営で対応させてもらっています。

東口委員： 保育園は、現在でも入所申し込みした時点では保育料は分かりません。所得に応じた保育料になりますので、年度途中の2月、3月くらいにならないと、保護者に対して、保育料をお示しできません。その点は新制度でも変わらないと思います。

委員長： ありがとうございます。それぞれ幼稚園と保育園の現状ということです。それに対してはよろしいでしょうか。続きまして、吉兼委員お願いいたします。

吉兼委員： 現状よりも悪くしないというような方向で進めていただきたいと思います。施策の方ですが、十分実施していけるのではないかと思います。基本目標の3に「子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり」というところに日常的な見守りが必要だということを書いてあります。確かにそのとおりですが、問題として困っているお母さん方がおら

れば、何故困っているのかということを、気軽に話せる人がいないため、孤立してしまうかたちになってしまいます。このような計画の中で、誰にも相談しないで、1人で抱え込んでしまっている方が、身近な人に相談できる環境づくりができればよいと思います。自分の困っていることやこのようになってほしいというようなことが、意見として出せるような社会になっていければよいと思います。

委員長： ありがとうございます。地域で安心できる環境として、こちらから畳み掛けるよりは、できるだけご自身から発信できるような環境づくりが必要ではないかということです。続きまして、山根委員よろしく願いいたします。

山根委員： 1つ目は、子どもの安全を地域で見守るまちづくりの中で、子どもの通学路につきまして、私たちもいろいろ調べていますが、道が広く安全な通学路の確保をお願いしたいということです。2つ目は、公園もたくさん整備していただいているのですが、まだまだ子どもたちがボール遊びをすることが禁止されている場所が多いです。学校の校庭開放もありますが、なかなかそれがうまくいっていないのではないかと思います。3つ目は、パトロールや防犯対策などいろいろ実施していただいているのですが、子どもと地域の大人と関係性が大変厳しい状況にあります。学校では知らない人に声をかけられられたら逃げるように教わっていることもあり、地域で「いってらっしゃい」と声をかけても知らん顔しているなど、そのようなところがもう少し緩和できないのでしょうか。知り合いになるというか、親しみがあるというか、いつでも会ったときにお互い声をかけられるような関係が必要だと思います。そのあたりを追加することはできないのでしょうか。

委員長： ありがとうございます。安心したまちづくりの1つとして挨拶といった声をかけることについて、確かに、知らない人に声をかけられたら、逃げなさいということは一般的になってきていますが、そのようなことも大切だと思います。これも貴重なご意見ですので、計画の中に反映していただいたらよいと思います。よろしく願いいたします。それでは乾委員、よろしく願いします。

乾委員： 私も今山根委員がおっしゃっていたことで、地域の子ども会などに入っている子は中学校、高校になっても「よっ」と言えば「おじさん」と言ってくれますが、入っていない子が最近多いので、入ってくれる子が増えたらよいと思います。子ども会に入りたての家庭であれば、上の子が1年生で、下の子が乳幼児という場合が多々あります。そのような場合であれば、相談やこのようなことがありますよという案内くらいのことしかできないのですが、引き続き情報提供などを行っていこうと思っています。

委員長： ありがとうございます。できるだけ地域の繋がりをつくろうと思ったら、そのような子ども会という組織があるので、安心してほしいということですね。それと現状としては、上の子が入会したとしても、下の小さい子どもを抱える家庭に対する相談窓口として何かやれることがあるのではないかと思います。ありがとうございます。続きまして、今村委員よろしく願いします。

今村委員： さまざまなサポート事業があると思うのですが、働いている保護者と働いていない保護者と平等性があるのかどうかというあたりが気になります。例えば、相談窓口でも土日などに開催しているのかどうか、また、どうしても働いていると地域の中で孤立する

と思います。親御さん同士、幼稚園等で仲良くなるとは思うのですが、どうしても働いていると迎えに行き直ぐに帰ることになってしまうため、母親同士の会話も少なくなつて、孤立しないかなという不安もあると思います。

相談窓口についてですが、土日に行っているかどうかをお聞きしたいです。おじいちゃん、おばあちゃんが育児に参加するということを耳にするのですが、門真市でもされていると思うので、そのような文面を入れたらどうかと思います。それから、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の再就職の支援等、仕事の環境整備などは企業との連携をもっと強くすればよいと感じました。

委員長： ありがとうございます。まず、働いている保護者、働いていない保護者の平等性、特に働いている保護者については、なかなかお母さん同士の仲間づくりが出来ないということで、孤立するのではないかという意見がありました。それから、土日の相談窓口はあるのですかということと、おじいちゃん、おばあちゃんが育児に参加するといったことも入れていけばよいのではないかということです。最後にワーク・ライフ・バランスや再就職の支援ということについては、企業との連携を強化していけばよいというご意見でした。

今村委員： それから、もう1つ、なかよし広場というのは、土日は開催されているのですか。していないのでしょうか。もし、開催していないのであれば、開催を希望したいです。んまた、予定があるかどうかを教えていただきたいです。

委員長： 今のご意見、ご質問に対して、事務局から回答をお願いします。

事務局： なかよし広場等、相談窓口を土日もやっているかということについては、現在土日は、実施しておりません。今後の方向性については、特に今のところ予定はありませんが、今のご意見を踏まえて、検討させていただきたいと思っております。その他の計画の中でも、働いている保護者の方が、孤立しないように、また働いている、働いていないに関わらず、平等な支援が受けられるようにということと、また、おじいちゃん、おばあちゃんの育児参加とワーク・ライフ・バランスなど、仕事と家庭の両立支援のため企業ともっと連携を高めたらどうかというご意見については、今回の計画に盛り込めるかどうか、検討させていただきたいと思っております。

委員長： ありがとうございます。続きまして、東口委員よろしくをお願いします。

東口委員： まず、先程何回か出ましたが相談事業について、民間保育所におきまして地域貢献事業の一環といたしまして、スマイルサポーター、地域貢献支援員を配置している保育所がほとんどです。園の前に「地域貢献支援員がいます」という看板も掲げています。しかし、日曜日は保育所も閉まっていますので、そのあたりはまだまだ難しいところがありますが、困っていらっしゃる方が入りやすいようにというかたちで実施しております。ただ、セキュリティーの問題で入りにくい保育所もありますので、そのあたりはどうしていくかというのが今後の課題だと思います。

基本施策の新制度につきまして、今のところ5年計画の中で、2年目、3年目程度で認定こども園が増えていくだろうなと思っていたのですが、今回の消費税先送り、さらに衆議院解散ということが出てきましたので、それでも消費税先送りになれば、認定こども園化は遅れるであろうという気はしております。例えば、消費税の財源によって

この政策は進められております。もちろん医療、福祉、介護などもそうなのですが、それによって政府の決めた法律によって行われている事業が財源不足によって行われなくなるという、前代未聞のことも起こりかねないと思います。一応、厚生労働省、文部科学省としては、27年4月からスタートと宣言しておりますので、スタートはしますが、財源不足に陥る恐れがあるということでございます。私たちとしてはどうしようかなというところもございます。但し、量の見込みに対する確保については、周知をしているということもありますので、質の向上は後回しになるのかなという認識をもっております。

委員長： ありがとうございます。確かにどのような展開になるのか分かりませんが、国が公言しておりますので、先程事務局からの説明にもありましたように27年4月からスタートするということは動かぬ事実だと思います。スマイルサポーターのことは今このようなものがありますということで情報提供ということでお話していただいたということですね。

東口委員： そうですね。これは周知徹底ということで、もう少し広報もしっかりしていく必要があるのではないかとことです。積極的なお母さんは来られるのですが、消極的なお母さんは入りにくく、悩みを持っておられる方はそのような方が多いので、そのあたりをどのように掘り下げていくかという課題はあります。

委員長： 貴重なご意見ありがとうございます。続きまして、邨橋委員よろしく申し上げます。

邨橋委員： 相談事業については、幼稚園にもあります。幼稚園の場合は、幼稚園がするのではなくて、専門の臨床心理士がおり、直接相談していただくかたちになります。在園児だけではなくて、一般の方でも利用できますので、申し込みしていただければ、利用できるようになっています。

この資料を補足させていただくために、意見を出させていただいたのですが、3番目が後で思いついて入れたので、先に1番と3番の説明をさせていただきます。総合的な幼児教育・保育の提供に関してということなのですが、やはりこのように育てたいという部分に対して、それぞれ家庭の思いがありますので、それを活かせるような余裕が必要です。その個性のある教育をしているところを選択できるような制度にしていきたいということがあります。今回制度が変わることによって、直接契約になりますので、今まで市に申し込んで、行き先を決めていたというかたちが、ここだったら、直接申し込みしていくわけです。そうすると、申込みの多い、少ないによって入れる、入れないとか、園も予定していたよりたくさん来すぎて、対応しきれないということでは困りますので、調整をしていただくということが残ってくるわけです。その中に、私立幼稚園は10月1日の受付で、1号認定の子どもたちはこれに該当するわけです。2号認定、3号認定は、その後で11月くらいから申し込みをして、2月に自分の入る園が決まります。私立は10月に申し込みをすればその時点で決まるのでそこでかなりのズレがあります。できれば、それぞれの申し込みをした施設を通じて、申し込みをできる制度としてあとで調整をかけるようなものになったらよいと思っています。今言いましたが、早くに申し込むことによって、将来的な、4月以降の制度設定、生活設定ができるということ、それと申し込まれた子にしたら、だいたいどのくらいの数の方が希望されているのか

ということで、早い目に先生の募集ができるわけです。そうしますと、質のよい保育を提供するというのがしやすいのですが、2月になって、たくさんの方がいらっしゃるということになると、その時点で募集しても、よい先生が実はいない、仕方なく非常勤の先生を採用ということになって、質の向上というところには結びつかないというところもあります。できるだけ申し込みを、施設を通じて10月にさせていただきたいです。それともう1つ、長い間待つので、できれば途中で直接的申し込みを施設にしている人にはそれに答えられるようなかたちで一次決定、それで緊急性の高い人は2月にといった2段階の募集はできないのかなというようなことも考えています。これは、今日ここで言ったから返答してほしいということではないのですが、そうすることによって、より質の高い保育の環境をつくっていけるということが、やはり政府の設計の中に入ってきますので、是非検討していただきたいと思います。保育所にとっても2月になって決まるということは、とても大変です。市に対して、できるだけ早く認可決定をしてほしいという要望は多分出ていると思うのですが、できるだけ早くお願いします。それと、その募集を受けて決定する時期が遅れば、遅れるほどその時期の行政窓口の処理が煩雑になります。ましてやここ数年は移行の年になってくるので、二重、三重のややこしさになってくるので、間違い等が起こりやすいので、できるだけ早く決定するようなかたちの受付制度にさせていただいたほうがよいのではないかなと思っています。そして、2番を飛ばしまして3番目なのですが、認定こども園の普及促進という項目があげられているわけなのですが、実は公定価格によって各施設、人数によって収入が決まるわけです。各施設どれだけの運用ができるのか決まるわけなのですが、保育園については公定価格そのまま出ます。認定こども園になったところは公定価格の4分の1が地方単独費用部分ということで市と府が両方とも出すと決定しない限り出ないです。そのようなことは、4分の1が減額された状況になってしまうかも知れないということです。片方は満額出て、片方は4分の3しか出ないということもないように、是非市の方に頑張っただけです。ここが、もともと質の向上ということで、29年以降増額になるはずなのですが、それ以前の段階でも既に減額されてしまうということのないようにだけ是非していただきたいと思います。それと、門真市独自の補助金が保育所に出ているわけですが、これが新しい制度で認定こども園になったときも是非出していただきたいと思います。今まで出ていたということは、子ども・子育ての支援策として補助金が出ていたわけなので、それをなくすということは、子どもの保育の質をよくするということの逆になりますので、是非そこは協力していただきたいと思います。ここにいらっしゃる委員の皆様には、そのようなところで制度が動くことによって変えられる事柄というのが、丁度この時期当たり、制度の作り方で保育の問題も生じるということを知っていただけたらということで意見として出させていただきました。

委員長： 今、手元資料の1番と3番についてご説明していただきました。内容的には邨橋委員が説明していただいたように、保育の質、教育の質を上げるためにということで、人材確保を前提としながら、その募集のタイミングをどうするのか、ということが1点。それと、実際運営するためにおいての、そのような補助金を含めての公定価格等の問題と

いうのがあるという内容だったと思います。この2点について事務局から回答がありましたらよろしくお願いします。

事務局： 最初の総合的な幼児期の教育・保育の提供に関して、新制度に応じた本市の今後の事務のあり方につきまして、検証を行うにあたり、こうした周知も踏まえた上で考えてまいりたいと考えております。それからもう1つの、認定こども園の普及・促進について、でございます。まず、公定価格について、教育標準時間認定を受けた子どもにかかる施設型給付につきましては、国が定める公定価格にかかる基準をもとに、市において給付額を定める仕組みとなっていますが、公定価格は国が教育・保育に通常要する費用の額を緩和して設定することから、国の定める基準に基づき給付していくものと考えております。最後に、本市で独自に実施しております保育所に対する補助制度のあり方につきましては、ご意見、趣旨も踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

邨橋委員： 国基準で公定価格の分は支給していただけるという考えで捉えてよいですか。

事務局： 公定価格の考えとしましては、地方単独費用部分、ご指摘のその部分も踏まえた公定価格と位置付けられておりますので、そのようになるものとは考えております。補足として、そのように考えておりますが、今後予算編成の中で決定していくものと考えております。

委員長： ありがとうございます。続きまして、久保田委員よろしくお願いします。

久保田委員： 子育て支援センターです。「家庭での子育ての視点」、「地域での支え合いの視点」いずれにおいても支援サービスの環境整備が謳われています。しかし、サービスが増えたら、保護者の方たちが楽になるのかという点を決してそうではありません。ニーズの根本を探り元の原因を解決するようなサービスが必要となってくると思います。

また、「地域で支える子育て支援」については、先程も山根委員や乾委員がおっしゃっているように、「いってらっしゃい」と声をかけて知らん顔だったり、子ども会に入らないお子さんが増えていたりなど他者との関係を築きにくい社会になってきていることが分かります。子育て家庭が自ら地域に出ていく機会をあえてつくっていくことや行政や地域の施設などが連携していくことも必要だと考えています。

委員長： ありがとうございます。地域子育て支援センターの立場としては、多様なサービスということで、基本施策1安心して子どもを生み育てることができる環境づくりというところですが、いつも説明していただいているように、多くのサービスがあったとしても、それを実際に活かせるかというのは、本当のニーズに適合しているかどうかということが、非常に重要ではないかというご意見でした。2点目は子育て支援にとって、まさに子育て家庭が、自ら地域に出ていく、出やすいような援助・支援が必要ではないかということになるかと思います。続きまして、内藤委員よろしくお願いします。

内藤委員： 施策の展開ということもすごく大事だと思いますが、計画策定の背景や基本理念など、門真市として、視点や考え方をしっかりしておけば、いろいろなことが決まっていくのかなと思っています。

最近、「親育て」という言葉を聞くことがあります。子どもを産むということで親になるわけですが、親になるための教育というものを小学生ぐらいから始めなくてはいけないのではないのでしょうか。男女を問わず、家事を一通りできるように自立した生活がで

きる大人になれるよう、また「家庭とは」、「子どもを産み育てるとは」、「赤ちゃんがどういうふう to 育っていくのか」、「成長していく過程でどんな事ができるようになって、何がまだできないのか」、「一人ひとり発達の仕方が違うのだ」ということなどをしっかり準備しておかないと突然親にはなれないし、家庭経営もできないと思います。核家族化の進行とともに、生活の中で自然に学習することができなくなっています。施策展開においては、このような視点も必要です。

子育て支援というと「何かやってあげる」、「何かしてもらおう」ということになるけれど、親も子も自分のことは自分でやる。そのために必要なときは、しっかり声をあげる。助けが必要なときは、助けてほしいと言える。そういう育て方をする 것도 子ども・子育て支援の一つのあり方ではないでしょうか。

朝の登校時に安全見守りを保護者がしているのですが、高校生が立って小学生にいつも「おはよう」と声を掛けている取り組みをテレビで紹介されていましたが、そのようなふれ合いもひとつの方法かと思います。

須河内委員が、子どもというのは親だけで育てられるものではないということを最初の頃におっしゃっていましたが、本当にそうだと思います。今は、親が全責任を負うという考え方です。しかし、2 ページの計画策定の体系にも社会全体で支援していくことが求められていますと書かれていますが、理由抜けているように思います。何故、そうなのかということをお納得できるように説明しなければ、本当にそうならないと思います。

それから、65 ページでのひとり親家庭の自立支援の推進というところで、門真市においてもひとり親家庭の占める割合が、平成 22 年度の国勢調査結果によると全体の約 20 パーセントを占めておりということなのですが、平成 17 年の調査で、母子家庭が 25.2 パーセント、父子家庭が 2.41 パーセントという数字が出ておりまして、それは古いなと思って、市民大学でそのようなデータを質問したら、平成 22 年度母子家庭は 32.3 パーセント、父子家庭が 3.6 パーセントという数字を聞いております。分母が違うのでしょうか。全世帯の 20 パーセントというのであれば、ここでは 18 歳以下の子育て家庭が分母でなければいけないと思います。

委員長： ありがとうございます。内容は次回に検討するのですが、基本理念というものもきちんと考えて整理していった方がよいのではないかとということで、確かに理念なきものは、本当に空洞ですから、今もいろいろな委員の方々に言われているように、門真市の現状を踏まえた上での施策ということが非常に大事であるということで、次回また議論させていただけたらと思います。それと、親育ちという視点のことについても合わせて、その内容については意見ということで反映していただけたらと思います。それと最後に 65 ページのひとり親家庭の数字の件ですが、数字のずれがあったようなので、事務局いかがでしょうか。

事務局： 今、市民大学の資料を持ち合わせていませんが、おそらく内藤委員がおっしゃられるように、分母の違いかと思われます。ちなみに、私どもの方で今回出させていただいている数字の基礎資料になりますのを、計画にも載せておりまして、12 ページのところに各核家族の内訳の推移という資料を基に計算をしております。それと一番右側の平成 22

年のところを見ていただきましたら、上の２段ですね、16.5 と 3.0 が母子世帯、父子世帯の割合になりますので、19.5 ということで約２割というように書かせていただいているのですが、それにつきましては、夫婦のみ、高齢者世帯も含めた世帯数の中の内訳ということで記載しておりますので、出所が国勢調査ということで、そのあたりが違うのかなというように思っております。確認はさせていただきたいと思います。こちらの計算しております情報につきましては、どれだけ核家族が進んでいるのかということも含めて載せさせていただきたいと思っておりますので、一旦その世帯での内訳ということで載せさせていただいておりませんが、今のご意見を踏まえまして、うしろの文章のほうに、どちらの数字を載せたほうがよいのかということは、またそちらのデータと比較して検討させていただきたいと思います。

内藤委員： ひとり親家庭のいうものは、18 歳以下の子どもを育てている家庭についての支援策ですよね。そうしたら、お年寄りの１人世帯や夫婦２人の世帯などを入れてしまうと、おかしくないですか。

事務局： どちらが適切かということで、考えさせていただきたいと思っております。

内藤委員： 施策の展開の仕方というものが、20 パーセントというのと 35.9 パーセントというのは大分違うので、大きく変わってきます。

委員長： 事務局で内容を確認して、また次回にお話していただけるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。続きまして、林委員よろしく願いします。

林委員： 施策の中では地域での支え合いの視点の基本施策２の児童虐待への対応のところだと思います。見させていただいて、基本施策２の中でドメスティック・バイオレンスの防止ということを明記していただいているのですが、本当にドメスティック・バイオレンスを目の前で見るというのを虐待の中でも心的虐待と捉えていて、児童相談所の子どもの目の前でのDVが、通告数としても毎年何百件単位でうけているというところの状況です。特に市民の方の意識も上がったのか、警察への通報も多くなる中で、自分の親が喧嘩したり、暴力振るう中で自分も殴られたり、それを見る辛さというところを皆さんが問題視してくれているというところがとても大事です。怪我していないからといってそれを軽視するということではなくなってきたというところが、門真市でもこのことを明記してくれているというのは、今の流れの中で大事なことかなと思います。子どもを守るためには、暴力を受けているお母さん、数少ないけれども男性のほうも暴力を受けていることもあります。この会議とは違うところの話かもしれないですが、被害者支援を市の中で、子育て支援のネットワーク的なことや機関同士のDVについての意識していくという機会があると、結果的に子どもを守れることになるかなというようには思います。これはこことは違う話にはなってくるかもしれないです。あと、ここに書いてありますが、要保護児童連絡調整会議と母子保健と関係するところかもしれませんが、大阪では、昨日の新聞にもありましたが、居住実態が把握できない子どもたちというのが多くいます。ただ、これがしっかりと母子保健領域や、児童家庭相談の中で子どもたちのことをよく見ていただいているから発見できているということもあるのかもしれませんが、母子保健の乳幼児全戸訪問事業のところでは、未熟児家庭にきっちり訪問するということも書いていただいています。就学前検診のなどで、住民票がなくても門真市の中

で住んでいたであろう子どもたちが、今ちゃんと元気にやっているかというところを見ていただく視点というの、見ていただいているかなと思います。今後もそのあたりを重点的に見ていただいて、知らない間にどこかに行っていて、知らない間にどこかで何かにあっているということがないようにしているということは本当によいことだと思います。やはり市の中での予防というものがとても大切なことですので、後半にあげました今後の教育・保育の量の確保というものがありますけれども、保育所や、一時預かり、今は未実施でやられると思いますけれども、ショートステイのあたりについては、是非お母さん方のリフレッシュのところも含めまして実施していただければと思います。

委員長： ありがとうございます。子どもたちすべてが対象ということで、特に説明していた中で、子どもたちの目の前で暴力を振るわれる。それを見る子どもたちは心に傷を負うということで、心理的虐待も非常に多くなっているという現状があるということなのです。そのようなことを含めた上で、児童虐待ということと関係機関等との連携に基づいた中で、防止ということを図っていけばということのお話だったと思います。その他、会議とは趣旨がはずれるかもしれないけれども、被害を受けたそのような親または子どもの支援の体制、ネットワークづくりという、DVの意識づくりというのを調整するということも大事ではないかということと、昨日も放送されていましたが、居所不明というか、戸籍がないとか含めて、そのような子どもたちにもきちんとしたケアや確認を、ネットに引っかかるような体制をしっかりとしなければならない。そのためにも、量の確保の方で、そのあたりの親子さんを含めた上での量の確保も合わせて充実を現実化にお願いできたらということだと思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。続きまして、清水委員よろしくお願いします。

清水委員： 保育所からとして、基本施策の1、基本施策2のところだと思うのですが、保育園に入園して、まず、生きる力というところの基礎を身につけるということをととても大事にしています。基本的な生活習慣をしっかりと身につけて、健康な体をつくるということを目指しています。なかなか今、働いているお母さんは忙しくて、1人1人家庭環境も違うので、親がなかなか子どもと向き合えない家庭もあります。そのあたりを丁寧に家庭環境を考えて私たちは保育をしていかなければいけないかなと思っています。いろいろな子どもにかかるお知らせにしましても、なかなか保護者の方は読む時間も忙しかしいのか、理解するのもなかなか難しかったりするものもあるので、そのあたりは1人1人個別に丁寧に知らせていくことが必要かなと思っています。今回、新制度において支援にするにあたって、継続でお母さんたちはいつも通りという感じであるのですが、少しずつ制度が変わっていったということをお知らせしないといけないですが、日々、お母さんたちを見ていると、出かけられていますので、難しいところかなと思います。私たちは見落とさずに、1人1人の家庭を見て対応していかないといけないかなと、そこらへんを十分に考えていきたいと思っています。生活習慣というのは、良いことも悪いことも身につけてしまえば苦にもならなくて、よいことを知らせ、悪いことにすぐ流されてしまうような感じはするのですが、現実に必要なことを体づくりや心づくり、そのようなことは大切に保育の中で保育士には試されており、対応していかないといけないとは思っています。それと基本施策2のところなのですが、幼保連携という

のは、すごく大事なかなと思っています。前から幼稚園の遊びのところでやっていただいたり、お昼から研修会みたいなことをしてもらったりして、また自分たちと違う保育を見たり、自分たちと違う施設を見たりというところで勉強させてもらっているのですが、なかなかそのような機会が少ないので、これからは、そのような回数を増やしていただきたいと思います。子どもたちも、幼稚園の子も保育園の子も認定こども園の子も同じ1年生に就学していくわけですから、同じような目線で、同じようなカリキュラムでというところでは、共通カリキュラムの作成というのはすごく大事なかなと思っています。今年は少しずつ幼稚園の方とも、一緒に遊んだりして、子どもたちも仲良くなる、子どもたちも関わる力をもつというか、人と関わる力をすごく身に付けていきます。それはやはり大人にとっても大事なことで、大人もなかなか関わる力が弱いというか、強い方もおられるのですが、やはり横のつながりも大事にしていけないのかなと思います。子どもにとって、どのようなメリットがあるのか、保護者にとってどんなメリットがあるのか、保育士にとって、どのようなメリットがあるのかよくみんなで考えて、中身を掘り下げて、そのような機会をつくっていただきたいなと思います。そのような機会をつくってもらっても、施設によっては、ちょっとここは困るというのであればやりにくいので、みんなで一緒に連携とろうというような感じで、どこの施設とも連携をとって、子どもたち、また大人たちが一緒に交流をもつ、そのような機会がたくさん増えることを願ってそのような施策についても考えていただきたいと思います。

委員長： ありがとうございます。公立の保育の立場としてということで、基本施策1、2を、現状を踏まえて話していただきましたけども、今さまざまな家庭があるということで、1人1人家庭状況に応じたかたちで、担当保育士も丁寧に対応するということが必要ではないかということと、本日も出ていましたように、新制度に移行する際においては、そのような現場ですから、親子さんと直接出会うチャンスが多々ありますので、その時に移行の内容の説明もやっていきたいということだと思います。これも言われていますように、幼・保・小との連携ということで、今まで、それぞれバラバラになっていた状態を、一本化し連携しながら一貫したやり取りをもって、子どもたちの育ちを支援していく立場であって、それぞれのメリットということは、どんなところにあるのかということとをきちんと踏まえながら、関わっていくということが大事ではないかということです。それから、共通カリキュラムということで出ておりますので、意味のあるものということで、ご意見をいただきました。続きまして、栗原委員よろしくお願いします。

栗原委員： この主な取り組みの中で、先程、嶋岡委員からの意見にもありました保育の質が落ちないかというところですが、それは全職員が一生懸命どこの園でも頑張っているというのは、あたりまえのことであって、ただ、ここの取り組みで研修等の受講を促進しますなど書いてありますが、それをしようと思ったらやはり人がいないと現実ではないかと思っています。建物だけ認定こども園的に素晴らしいものになって、保育者が研修に行ける時間があるのか。保育園の方は長時間いて、幼稚園の方は短い時間の後半の部分で研修をするとしても、やはりそのあたりでうまく研修ができるのかなというのがとても不安です。そこをなんとか、研修の場も増やしていただいて、先生たちがもっと頑張っているという前向きな姿勢になれるような制度になってほしいな

と思っています。

委員長： ありがとうございます。保育の質を維持、向上していこうと思うと、やはり現状に甘んずるのではなくて、やはり研修などに実際に行ける体制づくりも必要ではないでしょうかということをお願いしました。それでは最後に須河内委員から、今までの意見及びこの新制度についてのコメントをいただきたいと思います。

副委員長： 門真市における子ども・子育て支援を今後どのようにしていくのかというこの計画書がここまでできたことに対して、まずは感慨深く思い、これも皆さんのおかげだなと思っています。この会議は各委員がそれぞれの専門性を活かしたところで作り上げていくわけではないので、難しい会議であると思います。1 番大事なところはまずは皆さんがここにいて、この会議の進行をしっかりと見ていただき、見守っていただくことです。これがない限りは、門真市におけるこの制度は成立しないわけですから、この会議を見守り続けていただいたということがまず大きな貢献になるということで、非常にありがたく思っています。

先ほどの皆様のお話にもありました通り、実際のところ、本制度がどう動いていくのかということに関してはまだ非常に難しい問題を抱えております。そもそも来年スタートするのかというところから始まって、財源も非常に不安定な状態で、一体どうなるのかと心配されます。しかしこの会議は、この制度を動かすための枠組み作りが 1 番大きな目標となるわけです。そうした意味では、やっそこまでこられたというところではあります。ただ、計画ができればそれで完了ということではなく、この計画の 6 章のところに記載されております通り、本計画を進行管理していかななくてはなりません。来年この制度が動きだして、門真市の新しい子ども・子育て支援事業が始まったとき、この計画が本当に機能しているのかをチェックしていく必要があります。そして、修正すべきところは修正していくことも大事なことになります。

その段階になりますと、今皆さんから様々なご意見が出ましたように、非常に具体的な問題に対して、具体的な施策を考えていかなければならない段階に移行してまいります。実はこの段階になって、つまり具体的な問題に対して具体的な対応をしていくことによって、はじめて門真市の子ども・子育て支援ができていくということだと思います。現状では基本的には国の基準、府の基準というものを中心に新制度を作っているわけですから、門真市の現状からボトムアップ的にできたものではありません。今後は、門真市の実状に沿って問題点を把握していきながら、どう解決していくかということになっていくわけで、そのところがある程度進んだところで、初めて門真市の子ども・子育て支援はこういうものなのだということが具体的にになっていくのだと思います。

この時に考えていかなければいけないのは、対処療法的なやり方で問題に対応していくのではなく、しっかりと理念を踏まえたうえで問題に対応していくことだと思います。理念をきちんと共有できていれば、方向性としてはそう外れていくことはないのではないかと思います。

そもそもこのような現代の子ども・子育て支援の出発点は、皆さんご承知の通りで、1994 年のエンゼルプランからはじまるわけです。ですから、もう 20 年経っているわけです。子どもの問題、子育ての問題を何とかしようということで、少子化を止めまし

ようということで、国が相当な力を入れてこれまでやってきたわけですが、20 年経っても一向に事体は解決しません。少子化は解決せず、する気配もないというような状況にあります。この 20 年、国の施策はことごとく失敗してきたわけですが、その中で少しずつ制度の方向性や考え方は変わってきました。当初は母親を支援しましょう、そして女性の仕事と子育ての両立を支援しましょう、という発想から始まりました。それが今では大きく変わって、社会で子どもを育てていきましょうという話に変わってきました。

子育てというのは、そもそも個人でやるものではなくて、コミュニティとして担うものだったわけです。それが戦後のわずかな期間で個人的な営みになってしまいました。世の中全体の大きな流れとしての私事化、個人化の流れの中で、子育ても個人の責任の下、個人的に行っていくものだという考え方が一般的になってしまいました。しかし近年になってやっと子育ての私事化には問題があるということになり、子育ては社会全体で担っていくものなのだという考え方にたどり着いているわけで、この新制度はそういった考え方に基づくものです。

しかし先ほど皆様からご指摘があった問題を含めて、この新制度は現実的な対応になるとどうもうまくいかないという話がでてきております。それはどのようなことかという、やはり当事者性がないといえますか、子どもを育てるという場とはかけ離れたところにいる人たちが制度設計しており、それが下りてきているというところに問題の要因があるのだと思います。これはある意味仕方のないことなのですが、例えば我々が、学校を変えようとする、教育内容や教育方法といった教育全体の計画であるカリキュラムを変えていくわけです。これはどうするかというと、教員が教育目標を考え、そしてその目標に基づき教育内容や教育方法を考えていくわけです。教育の主体は学生なのですが、教員だけで考えて、こうすればうまくいくのではないかということをやっていきます。このように制度を作っていくとき、当事者はなぜかいつも外されてしまいます。当事者の不在の中で制度というものが作られていくわけですから、実際に制度を動かそうと思うように動かないという話は当然のことながらたくさん出てくるわけです。

この子ども・子育ての新制度も同様で、来年度から実際にいろいろなかたちで具体的な問題が立ち現れることになると思います。そこをどう考えていくのかは、やはり大きな課題になってくるのではないかと思います。先程申し上げましたとおり、対処療法的な考え方ではだめだと思います。今、少子化を止めるという発想そのものが経済的な問題として語られているわけなのですが、そうではなくて、そもそも子どもを産むことを躊躇するような社会はどうなのだろうかという視点が必要かなと思います。生物学的に見れば、生殖行為は生物の重要な特性であって、そこが機能しなくなるということは生物として非常に不完全な状態に追い込まれていることになります。つまり、不適応状態に追い込まれているのです。今の日本はまさにそのような状況といえるでしょう。人間として当たり前の営みができない。人が人として生きていくことが厄介になってきており、すごく生きづらい状況になってきているわけなのです。普段はそんなことを考えないとは思いますが、我々が追い求めている経済を中心とした社会作りは、実は自分で自分の首を絞めているようなところがあり、人が当たり前に生きることが厄介になって

いるようです。

こうした現状認識の中で、人が人として生きていくためにどのような施策が必要となるのか、という発想がまず必要になってくるかと思います。もう1つは、前にも申し上げたのですが、日本人の行政観というか、自治体への役割期待といいますか、どうしても市民の感覚としては行政にお任せという姿勢があるわけです。箱ものを作りさえすれば問題が解決するような時代であればよいのですが、そうではないということになったときには、行政と市民がどう連携を取っていったらいい、自分たちの社会をどう作るのかということと共に考えていくことが大事なことになってくるかと思います。自分が生活するこの地域において、私が私らしく普通に当たり前に生活していく。生き辛さを少しでもなくして自分らしく生きていこうとするには、自分は何をしなければいけないのか、行政には何を求めているのか、そこを共に考えていく必要があるかと思っています。

子ども・子育ての新制度に話を戻すと、今回の質問でも出てまいりましたし、皆さんの意見の中でも出てまいりました通り、一体この制度はどのようなものなのか、それを広く市民にどうやって周知していくのかということとは大きな課題としてあります。この課題に対しても、当事者的な立場で、どうすればこの情報が必要な人たちに届いていくのかということを考えていく必要があるかと思っています。今回の新制度が必要な人たちというのは子育てに関して困っている人たちで、最も困っている人たちは自分でヘルプを出そうと思っても出せないという現実があるわけです。自分からヘルプを出せる人、あるいは地域の様々な子育て支援センターを利用される方等は、自分で情報を収集することができます。しかし、片方で本当に支援が必要な方たちというのは声をあげられない、ヘルプが出せない人たちなのです。この人たちにしてみたら、おそらく子育ては母親の責任だという認識が非常に強いです。自分がやらないといけないことをできていないと思っているわけですから、これは助けてとは言えないです。助けてと言っても、そもそもその原因を作ったのはあなただ、と言われると思っているのです。子育ては母親があるいは家庭で責任をもってやるものだということに認識している場合、自分の子育てがうまくいかなかったときに、その責任は誰にあると思うか。それは「私だ」となります。そういった時に素直にすいません、助けてください、と言える人は少ないわけで、困っていれば困っているほど、自分の困っているところを隠そうとするわけです。何とか見えないようにごまかそうとするしかないわけです。そのような実態をきちんと把握しながら、自分でヘルプを出せない人たちにどうすれば情報が届くのか、あるいはその人たちがどうすれば自分でヘルプが出せるようになっていくのか、ということを視野に入れながら、今後の対応というものを考えていく必要があるのかなと思いました。

来年から動き出す子ども・子育てに関する新制度の枠組み作りというものがここまで順調に進んできたところで、この会議の大きな目標は達成しつつあるかと思っています。しかし、本日のようなかたちで、実はこういう問題が控えているのだよということを、少しでも多くこの場で皆様と共有していきながら次に続けるということができれば、それがこの会議のもう一つの大きな意味になっていくのかなと思いました。

委員長： 貴重なまとめとご意見ありがとうございました。本当にここまでたどり着いたのは、皆様のご尽力のおかげだと思います。しかしながら、4月以降の実状をいかにフォロー

ーアップしていくかというのを、我々が担っていかなければいけないのではないかと思います。その他の貴重なご意見ありがとうございました。私用で遅れてきた北川委員が来られましたので、支援計画のご意見ということで、お感じになったことがありましたらご意見いただけたらありがたいと思います。

北川委員： 遅くなりまして申し訳ありません。私は、母親としての立場からなのですが、仕事もしながら子育てもするというのは、結構しんどいもので、私も今年度から職場が変わったので、さらに仕事が忙しくなり、子どもを保育所に迎えに行くのも7時が最終にも関わらず、7時を過ぎてからしか迎えに行けないといった状態です。その中で、1番困るのは、子どもが熱を出したなど、何かあったときのことなのです。自分自身が熱を出して3日ほど寝込んだこともあったりして、そのような時に1番困るのは子どもの世話をどうしよう、子どものご飯どうしよう、ということで、前回の会議の中でありましたショートステイ、トワイライトステイというものも、すごくよいなと思いました。子どもが熱を出したときは、もちろん預けられないですが、私自身が仕事や熱を出してしまったという時に、預けられたら助かるなとすごく思いました。私はファミリー・サポート・センターに登録しているのですが、ファミリー・サポート・センターは、利用する時に預かってくださる方と顔合わせがあるのですごく安心できます。ショートステイ、トワイライトステイの方はどうなのかなという不安があるのと、どのような方が預かっていただいて、どのようなところで預かっていただけるのでしょうか。例えば、ご飯はどんなものなのかななどの不安が解消されないと、例え制度としてあったとしても、不安があると子どもを預けることができないと思いました。

もう1つ、私も教育に携わるものですので、小学生の低学年などを見ていると、障がいを持つ子に対しての施策もあったのですが、障がいがあると分かっているだけで、分かっていない、こちらとしてはそうなのではないかと疑う、でも親御さんにはそういった認識はない。そういった場合、どうやって検査を受けてもらえるように、促していくのか。1番困るのは、障がいを持っているのではないかと疑われる子どもです。適切な対応がしっかり受けられないと、結局困って、生き辛いのはその子なので、障がいを早めに見つけてあげられるために何かよい方法はないのかなと教育に携わるものとして考えるところがあります。障がいがあると分かっている子、でも疑いがあるのではないかとと思われる子に対しての何かよい手立てはないのかなと思います。

委員長： ありがとうございます。北川委員からは質問ということがあったと思います。ショートステイやトワイライトは、顔合わせなどはあるのでしょうか。

事務局： 現在、ショートステイ、トワイライトステイは実施しておりませんので、計画上も計画年度途中から必要に応じて実施するということですので、もちろん具体的なことは、まだ、未定ではございますが、他市で実施している事例などを見ておきますと、事前に委託場所を指定をして委託をして、必要が生じれば預かっていただくというようなやり方をしているところが多いですので、そういったかたちで利用される前に、こういったところを市が委託場所として指定をしていますというような情報提供や実際どのような保育をされるのかというようなことは、実施するということになればお伝えするように、今のご意見も含めて考えていきたいと思っています。

委員長： ありがとうございます。もう1点は障がいの有無ということで、はっきりと障がい
が分かっているならばよいが、疑いのあるお子さんへの対応ということなのですが、いかが
でしょうか。

事務局： 障がいの疑いのある子どもさんの発見ということで、現在、市として取り組んでおり
ますが、乳幼児健診の後のフォローということで、育児サポート親子教室というものを
実施しております。そこには障がい児と確定されたということよりも、育児不安等、
いろいろな不安を抱える親子の方に集まっていただいて、その中で相談や専門職の職員
が対応ということで、できるだけ早く支援を届けていくというような見守り体制づくり
は行っております。あと、こども発達支援センターの中で、保育所等の訪問事業という
ことで、障がいの認定の前であっても、保育所の要請に応じて、相談に応じるといった
ことや、小学生のお子さんに対しても、専門職の集団でチームを組みまして、巡回相談
チームというかたちで、学校のほうに巡回でまわって、教職員や親御さんの相談にのる
という業務にも今取り組んでおりますので、できるだけ早く支援が必要なお子さんにつ
いては、アプローチできるようにしていきたいと思っております。

委員長： ありがとうございます。各委員の皆様から貴重なご意見等ありがとうございました。
まとめさせていただくと、この支援政策の中に反映させていただく部分と、ご指摘、意
見書として出していただいたら、また事務局で検討、今後の課題というかたちで考えて
いただくということで、大きく2つに分けることができるのではないかなと思います。
また、そのあたりについて事務局の方で回答をお願いいたします。それでは続きまして、
議題2、利用者負担について事務局より説明をお願いします。

【議題2 利用者負担について】

事務局： 資料4について、まずは1ページをご覧くださいと思います。こちらに新制度に
おける国の保育料の考え方についてと門真市における保育料の考え方、これに基づく1
号認定の保育料、及び2、3号認定の保育料の考え方を示しております。初めに、新制
度における国の保育料の考え方については子ども・子育て支援法において国が定める額
を限度として、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める、つまり応
能負担とされており、現行の幼稚園・保育所の保育料を元に設定されています。国が定
める1号認定、2、3号認定の保育料は、それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わ
ず、同一の水準とされています。公立と私立、保育所や認定こども園、地域型保育事業
ということで小規模保育などの種類に問わず、同一の認定であれば同一の料金という形
で設定されます。次に、保育料の階層を決定するための所得階層の区分は、市町村民税
額を基に行うこととされ、市町村民税の賦課決定時期等を考慮し、9月を境に保育料を
切り替えることとなります。最後のところで、保育料の算定基準となる税額算定にかか
る控除は、現在実施している旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないことと
されています。ただし、市町村の判断により、在園児が卒園するまでの間に限り、現行
と同様の扱いは可能となっています。続きまして、門真市における保育料の考え方につ
いてご説明します。門真市の保育料については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴

い、安定的かつ持続的な子育て支援施策を実施していくため、市の財政状況等も考慮しつつ、国の考え方を踏まえ、公立・私立や施設・事業の種別に関わらない同一の料金表を適用することとし、バランスに配慮して設定することを基本とし、また今後の国の動向等踏まえながら見直しについて検討することといたします。それにあわせて新制度移行に伴う保護者の不安感を軽減し、円滑な移行を実現するため、保護者負担については一定の経過措置を設けることにより激変緩和を考えることとしています。激変緩和については各方の保育料の説明におきましてお示しいたしております。次に、今の幼稚園や認定こども園にあたる方に対する1号認定の保育料についてとなりますが、現行の幼稚園の保育料は各幼稚園がそれぞれ定めています就園奨励費補助金により、結果として応能負担になっています。新制度の考え方としては、保育料の設定に関しては国の考え方に準じ、概ね市内の私立幼稚園の保育料に入園料を加えた額、これを平均に就園奨励費補助を適用した額、こちらを基本に設定することとし、保護者の負担増加にならないよう配慮します。また、1号認定子どもと比較して2、3号子どもの方が施設の利用時間の長いことを考慮し2、3号認定の保育料を超えないよう調整を行います。市立幼稚園につきましては保育料を示さないまま27年度の入園児童の内定を行っていることから27年度入園の児童については卒園までの最大2年間、現行の保育料と新保育料を比較し、安い方を適用するよう経過措置をとっています。保育所や認定こども園等の小規模保育を利用される方に係る2、3号認定の保育料につきましては、現行の保育所の保育料は国の基準に基づき、門真市で定められていますが、国の基準額での約6割程度の保育料となっています。新制度における考え方といたしましては、国の考え方に準じ、所得税額に基づき階層区分を設定しているものを市町村民税による階層区分をする中に、概ね現行の門真市の保育料と同額になるよう設定し、保護者の負担増加が極力発生しないように配慮します。また、国の計画の考え方を踏まえ、現在の保育所の在園児が卒業するまでの間、最大5年間になります。年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算した保育料、年少扶養控除を一定見込んだ新保育料とを比較し額の安い方を適用することを経過措置とします。

次に2ページになりますが、こういった経過措置、料金設定をとった場合、市の負担がどれだけあるのか示しています。1号認定の保育料の設定につきましては、門真市では、27年度におきまして新制度に移行される予定の私立幼稚園はございませんが、公立幼稚園および私立保育所から認定こども園に移行される園、他市で新制度に移行される施設を利用される方のうち、1号認定の方に適用されることとなります。保育料におきましては国の利用料金の額よりも門真市の保育料についての差を市で負担することによる負担額を約500万円と見込んでおります。これにつきましては現行制度上他市の私立幼稚園に通われておられる門真市の児童に対して支出しております就園奨励費におきまして、当該幼稚園が新制度に移行するに伴いその対象から外れることから、門真市の負担額は減額されるものと思います。続きまして、市立幼稚園の経過措置のところについては、120万円の支出を見込んでおります。次に、2、3号認定の保育料の設定につきましては、新たな保育料の階層を設定するにあたりその算定基準を所得税額から市町村民税額に変更しておりますが、その際に同じ世帯の所得が新階層において保育料が高くなら

ないように調整を行うことで発生する新たな負担金額として約 140 万円を見込んでおります。また、先程ご説明しました在園児童に対する経過措置につきましては、約 140 万円を見込んでおります。

3 ページ以降につきましては実際保育料がどのように動いていくのかを示させていただいたものです。いずれのページも、上段が国基準、下段が市基準という形です。まず、3 ページにつきましては1号認定にかかる保育料基準徴収基準料案につきましては、上段の方でお示しいたしております通り、現行では1号認定に当たる幼稚園につきましては国の方で設定されている料金体系はございません。また、上段右側にお示しいたしております料金表が現在国から示されております利用料金となっています。新制度における国の料金表に準じて門真市の現状をあてはめた場合が左の表です。なお、こちらにつきましては下の欄外に記載させていただいております条件に従って作成しております。右側の表が実際に先ほど説明いたしました新制度における門真市基準の保育料となっています。同表にお示しいたしております通り、門真市の1号認定に保育料につきましては、私立幼稚園の保育料と入園料の平均を元に設定しておりますことから、私立幼稚園の保育料と比較して市立幼稚園の方に影響が大きなものとなっています。このため、先程説明いたしました通り、保育料を示さないまま入園内定を行っている27年度入園内定の児童までを対象として経過措置を行おうとするものでございます。

4 ページの2、3号認定にかかる保育料基準徴収基準料案につきましてはをお示しいたしております。こちらは国の料金設定と門真市の料金設定を並べていますが、下段にお示しいたしております新制度における算定基準を所得税額から市町村民税所得割課税額に変更しているものの、各階層とも現状の保育料と同額となっています。なお、国および市の各基準の右側に示しております新制度における表におきましては、かっこ書きのものは保育短時間認定の方の保育料の額となっており、国及び市基準との保育標準時間認定の保育料のマイナス1.7パーセントの額となっております。5 ページと6 ページには2、3号認定の3歳時の保育料と、3歳未満の保育料をお示しいたしております。説明は以上になります。

委員長： ありがとうございます。只今事務局の説明により、利用者負担、所謂保護者の方が負担する保育料についての具体的な内容についての説明がありました。制度上根拠となるデータの違いが発生するということで、基本的には現在の負担額から大きな変動があるように、緩和措置等を設定していただけるということで説明があったかと思います。只今の説明につきまして、何かご質問やご意見がありましたら、よろしく願います。

邨橋委員： 意見書の中の2番目になりますが、利用者負担についてということで、質問の解説ということで、減免率というカタチで、国がここまで徴収してよい金額として出しているのに対して、今回どのくらいの数値になるのか調べてもらいました。そうすると、今まで公立私立の格差、それから幼保の格差を是非是正していただきたいということで言っていたのですが、今回、公私の格差は、1号の方でなります。あと、2号、3号のところなのですが、門真市の保育料は新制度の中でも現行の制度の金額がそのまま移行されるということです。1枚目のグリーンの色のついた資料なのですが、これは国基準で移行

していた時に、平均いくらかを出しています。それに対して、平均以上の減免されている区分の負担額というところがグリーンで塗られています。そうすると、税金が、国が徴収しているということに対して、52.6 パーセントの減免がされている。減免がされているということは、補助金として出しているというように考えていけばよいかと思えます。そうしますと、下の方を見ていただきたいのですが、D 6 階層以下のところが、グリーンになっています。全体を見たときに、高所得者にあたる方が、減免率が高く最大 70 パーセントの減免がされているということになります。それを年額に直したのが、隣にある表です。その D 8、D 9、D 10 というところが薄く色がついているかと思うのですが、実はこの範囲の方は、幼稚園で就園奨励費補助金というものがあるのですが、その就園奨励費補助金の対象外ということは、補助金がゼロの方です。片方では 40 万円とか 64 万円とかの補助金をいただきながら、片方では補助金ゼロという差、これを是非考えていただきたいというのが、1 つございまして、それと、3 歳未満児と 3 歳、4 歳と見ていただいた時に、3 歳未満児のところが、高所得者のところではグリーンがないのですけれども、3 歳以上、4 歳以上児のところにはグリーンがあるという。これも 1 つバランスが欠いているのではないかと、同じように長時間あってということを考えたときに、ちょっとバランスが欠いているのではないかと、というようなところの税の不公平感をこれから先検討していただきたいと思えます。激変緩和ということで、当分の間は仕方がないにしても、次の見直しの時にはこういう部分ですね、税の不公平感のないようにある程度していただきたいと考えます。それと 1 番最後のところですが、これは、1 号認定の子どもたちの保育料なのですが、これを同じような計算方法で出したときの減免率で出しています。同じ欄の 1 番下のところに比率を出しているのですが、こちらのほうは高収入の方は低くなっています。それに対して、2 号減免率、大体同じランクのところの方の平均して出してきましたと、やはり真ん中あたりか、下 2 つなどはあがっております。ここに対してもかなり差が出てきていますので、同じ数字とは言いませんけれども、是非見直しのときには、門真市全体の子どもの負担感を、同じような負担感になるようにしていただきたいなというように考えております。

委員長： ありがとうございます。事務局からありましたらお願いします。

事務局： 今のご意見等を踏まえまして、今後検討を考えてまいりたいと考えております。

委員長： よろしくをお願いします。

東口委員： 最初に、申し上げておきたいのですが、門真市の資料にございます国基準という金額がございしますが、これがまだ確定していません。夏前に出ました保育料の公定価格のイメージというところの数字しかございませんので、国の 12 月の予算編成が出ないとこれが確定しない状況でございします。その中で、12 月議会で審議しなければならないというような矛盾した押しつけがございしますので、やむを得ずほとんどの市については、現行からスライドというかたちになります。そして、1 号認定については、私立幼稚園の平均額というものから、とりあえず出しております。おそらく 12 月になりますと、今の状態でいけるかどうかかわからないですが、国のほうで示されるはずですので、それによってこれが確定するということになります。おそらく 27 年度については、この表で行かざるを得ないとは思いますが、近い将来、それこそ 28 年度に向けて、保育料の見直し

たいなことも検討が必要ではないかと考えております。そして、それについては、28年度募集ですので、27年度の9月には確定していないと、幼稚園と保育園の10月1日の募集については間に合わなくなるというようなタイムスケジュールも考えていただきたいと思います。

委員長： 今の東口委員のご意見について、何かありますか。

事務局： 東口委員がおっしゃっていただいたとおり、国の方の利用料金につきましては、国のイメージということで出されているものでありまして、大阪府を通じて確認しましたところ、国のほうの利用料金を決める制度自体もまだ確定する時期が未定ということで、情報を得ております。そういったことも踏まえまして、今後の国の動きを見極めながら、また新年度以降に、園児募集の時期等も勘案しながら今後の状況等をみていきたいと、資料を見ながら市の考え方を固めてまいりたいと思っております。

委員長： ありがとうございます。東口委員のほうから利用者負担のことについて現状ということで、説明していただきました。事務局からも説明がありましたように、今後の状況を勘案しながら、対応されるということです。その他、何か利用料についてご意見等、質問等ありますでしょうか。特にありませんでしょうか。それでは、最後にその他として事務局から何かありましたら、よろしくお願いします。

【議題3 その他】

事務局： その他といたしまして、事務局より今後の会議の予定についてお知らせいたします。先程議題1のご説明でもお伝えしましたとおり、計画につきましては、次回の会議でもご検討いただきたいと考えております。今回は、12月末または1月の前半での開催を予定しております。また日程が決まりしだい開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いします。

委員長： ありがとうございます。今の事務局の説明につきまして何かご質問等ありますでしょうか。

邨橋委員： 今回早めに資料を出していただいたので、詳細に読み込むことができました。次回の時の資料も早めにいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

委員長： お忙しい中だとは思いますがよろしくお願いします。資料が出来上がりしだい、また各委員のほうに配布をよろしくお願いいたします。以上をもちまして、第9回の門真市子ども・子育て会議を終了いたします。皆さん長時間にわたりまして審議と議論ありがとうございました。また、次回よろしくお願いします。

<閉会>